

イギリスにおける報道被害と 裁判外の救済方法(3・完)

ジョン・ミドルトン*

- I はじめに
- II 先進国におけるメディア・アカウンタビリティ制度のあり方(以上5巻1号)
- III イギリスの活字メディアに対する苦情申立て—プレス苦情処理委員会の活動(以上6巻1号)
- IV イギリスの電波メディアに対する苦情申立て—オフコムの活動
- V おわりに(以上本号)

IV イギリスの電波メディアに対する苦情申立て—オフコムの活動

オフコム(通信放送庁・Office of Communications, Ofcom)は、2002年通信放送庁法(Office of Communications Act 2002)および2003年通信放送法(Communications Act 2003)¹⁵²⁾の規定に基づき、2003年12月に、従来の独立テレビジョン委員会(Independent Television Commission, ITC)、放送基準委員会(Broadcasting Standards Commission, BSC)、オフテル(電気通信庁・Office of Telecommunications, Oftel)、ラジオ庁(Radio Authority, RA)、およびラジオ通信庁(Radiocommunications Agency)に代わって設立された。それは、情報のデジタル化がますます進んでいるメディア融合時代に適したスーパー規制機関(独立行政法人)として、現在、イギリスのテレビ放送、ラジオ放送、電気通信、および無線通信サービスに対して権限を持っている。

まず、その設立の背景にあった様々な放送規制機関の歴史を振り返って見よう。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第6巻第2号2007年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科准教授

152) 詳しくは、国際通信経済研究所『英国通信法—Communications Act 2003の解説と翻訳』(国際通信経済研究所、2004)参照。

1 オフコムの設立への道 — 従来の電波メディア規制機関

(1) イギリス放送協会 (BBC) と独立放送規制機関 (IBA)

イギリス放送協会 (British Broadcasting Corporation, BBC) は、1954年までイギリスの放送を独占していた。同年の民間放送の開始に合わせて、独立放送規制機関 (Independent Broadcasting Authority, IBA) が、政治報道の公平性や番組の品位を確保するために設置された¹⁵³⁾。

当時の放送に対する苦情の処理は、被害者が直接に放送事業者と文通し、当該プロデューサーが自ら適当と考える方法でその苦情を考慮するか拒絶するかという未発達なものであった¹⁵⁴⁾。第三者による放送の監督の導入を求める声に応じて、BBCおよびIBAは、1971年に、その内部苦情処理機関として、それぞれ番組苦情処理委員会 (Programmes Complaints Commission) と苦情審査委員会 (Complaints Review Board) を設置した。しかし、両機関ともBBC・IBAからの独立性を十分に持ち得ず、その存在と活動が広く国民に知られることもなく、また市民の苦情に対する判断の結果を広く公表されることもないなど、極めて不満足な役割しか果たしていなかった¹⁵⁵⁾。

1977年3月に、放送の将来に関する委員会 (Committee on the Future of Broadcasting) (アナン委員会, Annan Committee) は、当時の両機関が、調査を行うに当たって几帳面で賢明で公平であるにもかかわらず、その構成員を任命する放送事業者と密接な関係があるため、一般市民の信頼を得ていない、と報告した¹⁵⁶⁾。また、BBCがその番組苦情処理委員会による裁定に拘束されておらず、

153) Geoffrey Robertson and Andrew Nicol, *Robertson and Nicol on Media Law* (4th ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2002), p. 770.

154) Thomas Gibbons, "The Role of the Broadcasting Complaints Commission: Current Practice and Future Prospects" in Eric M. Barendt, Stephen Bate, Julian Dickens and James Michael (eds), *The Yearbook of Media and Entertainment Law 1995* (Oxford: Clarendon Press, 1995), p. 129.

155) 田島泰彦「イギリスにおけるマスメディアと市民の権利 — 苦情申立制度の考察」、清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂、1987) 219頁参照。

156) *Report of the Committee on the Future of Broadcasting* (Cmnd 6753, 1977), paras 6.11-6.18.

アナン委員会報告書については、堀部政男「イギリスにおける放送制度改革の動向 — アナン委員会報告書を中心に」、伊藤正己編『放送制度 — その現状と展望』(日本放送出版協会、1978) 107頁以下参照。

IBAの苦情審査委員会が広告に関する苦情申立てを受理していないという問題点も指摘した。その結果、同委員会は、BBCの番組苦情処理委員会の線に沿って、すべての放送事業者に対する苦情申立てを処理する統一された機関の設立を勧告した。

(2) 放送苦情処理委員会 (BCC)

アナン委員会の報告書を受けて、放送苦情処理委員会 (Broadcasting Complaints Commission, BCC)¹⁵⁷⁾が、1980年放送法 (Broadcasting Act 1980) の規定¹⁵⁸⁾に基づいて設立され、1981年6月から活動を開始した。その後、同委員会の構成は、1981年放送法第3部 (Part III of the Broadcasting Act 1981) および1990年放送法第5部 (Part V of the Broadcasting Act 1990) によって変更されたが、その権限が大きく変わることはなかった。

BCCは、1981年放送法および1984年ケーブル及び放送法 (Cable and Broadcasting Act 1984) に基づいて権限を行使した。その任務は、(a)実際に放送されたラジオもしくはテレビ放送番組における不当もしくは不公平な取扱い (unfair or unjust treatment)、または(b)そのような放送番組におけるプライバシーの不当な侵害、もしくはそのような放送番組に含まれる素材の取得に関連するプライバシーの不当な侵害 (unwarranted infringement of privacy in, or in connection with the obtaining of, material included in such programmes) について申し立てられた苦情を審理し、かつ裁定を下すことであった¹⁵⁹⁾。BCCは、収録のみで放送には至らなかった番組に関する苦情や、番組の水準や質などについての苦情は取り扱わなかった。

BCCは、裁定を下したとき、関係放送事業者に対し苦情申立ての要約および委員会の認定またはその要約を、委員会の指定する方法および期間内に公表する

157) BCCについては、堀部政男「公的機関による苦情処理 — イギリスの放送苦情処理委員会」月刊民放 (1991年9月号) 23頁以下；Gibbons (1995), op. cit., pp. 129-159; 田島泰彦「苦情申立制度と放送の自由 — イギリス・放送苦情委員会の経験」、『変革期のメディア』ジュリスト増刊・新世紀の展望1 (1997年6月) 232頁以下参照。

158) *Broadcasting Act* 1980, ss. 17-25.

159) *Broadcasting Act* 1981, s. 54(1).

ように指示することができた¹⁶⁰⁾。大部分の苦情の裁定につき、BCCは、BBCの場合はラジオ・タイムズ (Radio Times) 誌に、民営放送局の場合はTVタイムズ (TV Times) 誌に、裁定の要約を公表すべきことと、同じくその要約を放送すべきことを、当該放送事業者に命じた。しかし、BCCは、放送事業者または放送番組制作者に対し、苦情申立人への謝罪または訂正放送および金銭的救済をするように要求することはできなかつた¹⁶¹⁾。

(3) ケーブル放送規制機関と放送基準評議会

BCCのほかに、イギリス政府 (サッチャー政権) は、1984年に、制定法に基づいてケーブル放送の内容を監督する権限を持つケーブル放送規制機関 (Cable Authority) を設立した。また、1988年に、放送番組におけるセックスや暴力の描写を監視する放送基準評議会 (Broadcasting Standards Council) を設立した。同評議会は、当初、制定法に基づかないものであったが、1990年放送法の規定により、セックスや暴力の描写に関する綱領を作成し、施行する権限を与えられた。

BCCが放送番組における不当または不公平な取扱いやプライバシーの不当な侵害に関する苦情申立てを処理するという任務を有したのに対し、放送基準評議会は、放送番組の水準を監督する権限を行使したが、その役割分担については、一般市民がよく混乱していたようである。1997年におけるBCCと放送基準評議会を合併したBSCの設立は、各々の機関の運営コストを減少するとともに、この問題を解決することを目的としていた¹⁶²⁾。

(4) 独立テレビジョン委員会 (ITC)

ITC¹⁶³⁾は、1991年1月に、IBAおよびケーブル放送規制機関に代わって、ケーブル・衛星放送を含む、BBC以外のテレビ放送サービスに免許を与え、また、

160) Id., s. 57(1)-(2).

161) 田島泰彦「イギリスにおけるマスメディアと市民の権利 — 苦情申立制度の考察」、清水英夫編『マスコミと人権』(三省堂、1987) 224頁参照。

162) Robertson and Nicol (2002), op. cit., p. 788.

サービス内容を規制する機関として設立された。同委員会は、1990年放送法の規定に従い、免許を受けているサービスの提供において守らなければならない基準および行動に関する綱領を作成し、施行し、さらに必要に応じて改正しなければならなかった(第7条第1項(c)号)。また、ITCは、自ら適当と考える方法によってその綱領およびその改正を公表しなければならなかった(同条第4項)。

すべての免許保有者は、自ら放送するすべての番組が同綱領の規定に従うこと、および、その要件を満たすのに十分な手続を経ていることを同委員会が確信するようにしなければならなかった。ITCは、1990年および1996年の放送法のもとで、綱領の遵守を監視し、苦情申立てを調査し、綱領に従わない免許保有者に対し罰金などの制裁を科す権限を有していた。

(5) ラジオ庁 (RA)

RA¹⁶⁴⁾は、ITCと同様に、1991年1月に、IBAおよびケーブル放送規制機関に代わって、ケーブル・衛星放送を含む、BBC以外のラジオ放送サービスに免許を与え、また、サービス内容を規制する機関として設立された。

RAがBSCと協定書(Memorandum of Understanding)を交わした2000年6月以降、BSCはRAに代わってラジオ放送におけるプライバシー侵害・不公正に関する苦情を取り扱うようになり、RAは引き続き免許関連の水準に関する問題を取り扱った¹⁶⁵⁾。

163) ITCの活動については、Thomas Gibbons, *Regulating the Media* (2nd ed.) (London: Sweet & Maxwell, 1998), pp. 250-262; Alistair J. Bonnington, Rosalind McInnes and Bruce McKain, *Scots Law for Journalists* (7th ed.) (Edinburgh: W. Green/Sweet & Maxwell, 2000), paras 24.67-24.75; Simon Gallant and Jennifer Epworth, *Media Law: A Practical Guide to Managing Publication Risks* (London: Sweet & Maxwell, 2001), ch. 13; Hugh Tomlinson QC (ed.), *Privacy and the Media: The Developing Law* (London: Matrix Chambers, 2002), paras 6.13-6.17; Michael Tugendhat QC and Iain Christie (eds), *The Law of Privacy and the Media* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2002), paras 13.24-13.28; Peter Carey and Jo Sanders, *Media Law* (3rd ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2004), pp. 242-244 参照。

164) RAの活動については、Gibbons (1998), op. cit., pp. 250-262; Bonnington, McInnes and McKain (2000), op. cit., paras 24.76-24.79; Gallant and Epworth (2001), op. cit., ch. 14; Tomlinson (2002), op. cit., paras 6.4-6.12; Tugendhat and Christie (2002), op. cit., paras 13.33-13.34 参照。

165) Richard Keeble, *Ethics for Journalists* (London and New York: Routledge, 2001), p. 21.

(6) 1990年と1996年の放送法による改革

IBAに代わってITCおよびRAを設立するために規定を設けた1990年放送法は、IBAによる、論争を呼ぶような番組の試写（放送前の検閲）に代わって、ITCおよびRAによる「より軽い規制」（“lighter touch” regulation）を導入するものであった¹⁶⁶。放送前の検閲に代わる、ITCによる新しい制裁は、警告や罰金から免許取消にまで及んだ。

当時の番組制作者は、管轄権が多少重なっている、ITC、BBC、BCC、RA、および放送基準評議会という各々の機関がそれぞれ作成した綱領をすべて遵守しなければならないために困惑していた¹⁶⁷。各々の綱領の内容が多少異なっていたため、例えば最初にBBCやITCへ苦情を申し立てて成功しなかった申立人が、次にBCCやBSCへ申し立ててみて、最後に司法審査手続によりその裁定に対し異議申立てをしようとするという、三重の危険（triple jeopardy）にさらされるおそれがあった。デジタル・テレビ放送の導入のために規定した1996年放送法は、BCCと放送基準評議会を1つの新機関に合併したものの、1990年の枠組みを実質的には変更しなかった。

(7) 放送基準委員会（BSC）

BSC¹⁶⁸は、1996年放送法第5部（Part V of the Broadcasting Act 1996）に従って、1997年4月に、BCCおよび放送基準評議会に代わって、すべてのラジオ・テレビ放送事業者（テレテキスト・サービス・プロバイダーを含む）の放送に対する苦情を裁定する任務を持つ機関として設立された。同委員会は、苦情申立てを支持した場合、ITCがその免許保有者に対して当該苦情申立ておよびその認定（またはその要約）を公表するように指示することを要求することができた。

BSCは、1996年放送法第107条の規定に従い、(a)放送番組における不当もしくは不公正な取扱い、または(b)そのような放送番組におけるプライバシーの不当な侵害、もしくはそのような放送番組に含まれる素材の取得に関連するプライバ

166) Robertson and Nicol (2002), op. cit., p. 771.

167) Id., p. 772.

シーの不当な侵害を防ぐための原則および行為について指導する綱領を作成し、必要に応じて改正しなければならなかった(第1項)。イギリスのすべての放送事業者および放送規制機関は、その機関の綱領およびガイドラインのなかでこの綱領の規定の一般的効果を反映しなければならなかった(第2項)。

BSCの最初の「公正性およびプライバシーに関する綱領」(Code on Fairness and Privacy)は、1997年11月に公表され、翌年1月1日に施行された。

2000年12月に、イギリス政府(ブレア政権)は、BSC、ITC、およびRAを統合して新たに単一の放送規制機関・オフコムの設立を提案する白書「通信の新たな未来」(A New Future for Communications)¹⁶⁹⁾を公表した。次に、2003年12月に導入されたその新しいメディア・アカウントビリティ制度のあり方について紹介したい。

2 オフコムの放送綱領

オフコムの放送綱領(Broadcasting Code)は、2003年通信放送法第319条および1996年放送法第107条・第130条のもとで作成され、2005年7月25日に施行された¹⁷⁰⁾。これは、1998年人権法およびECの「境界なきテレビ」指令(Television

168) BSCの活動については、Nicholas Reville, *Broadcasting Law and Practice* (London, Dublin and Edinburgh: Butterworths, 1997), ch. 12; Gibbons (1998), op. cit., pp. 264-274; Bonnington, McInnes and McKain (2000), op. cit., paras 24.36-24.38; Vincent Nelson, *The Law of Entertainment and Broadcasting* (2nd ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2000), ch. 33; Gallant and Epworth (2001), op. cit., ch. 15; Lord Alf Dubs, "The Broadcasting Standards Commission and Privacy Complaints" in Damian Tambini and Clare Heyward (eds), *Ruled by Recluses? Privacy, Journalism and the Media After the Human Rights Act* (London: IPPR, 2002), ch. 5; Tomlinson (2002), op. cit., paras 6.4-6.12; Tugendhat and Christie (2002), op. cit., paras 13.24-13.25 and 13.29-13.32; House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 1 (Report, Together With Formal Minutes)* (HC 458-I) (London: The Stationery Office, 2003), paras 25-27, 30 and 32-33; "Memorandum Submitted by the Broadcasting Standards Commission (BSC)", House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *Privacy and Media Intrusion: Fifth Report of Session 2002-03, Volume 2 (Oral Evidence and Written Evidence)* (HC 458-II) (London: The Stationery Office, 2003); Carey and Sanders (2004), op. cit., pp. 244-247参照。

169) *A New Future for Communications* (Cm 5010, 2000).

Without Frontiers Directive)¹⁷¹⁾の様々な規定に照らして、放送基準、公正性、プライバシー、広告、スポンサーシップなどについて規定していた従来のBSC、ITC、およびRAの6つの番組綱領の内容を、大幅に改正して1つの明確な規則・原則の枠組みにまとめたものである。

ちなみに、同綱領が採択されるまでは、BSC、ITC、およびRAのそれぞれの綱領が従来どおり適用されていた。また、その従来の規制機関により下された様々な裁定は、現在オフコム的重要な先例として参考にされている。

同綱領は、テレビ・ラジオ放送を対象にしているが、後述するように、BBCの一部のコンテンツは適用除外となっている。民間放送事業者は、オフコムが付与している放送免許の条件として綱領を遵守しなければならないことになっているのに対し、BBCは、文化・メディア・スポーツ大臣 (Secretary of State for Culture, Media and Sport) と結んでいるBBC協定書 (BBC Agreement)¹⁷²⁾のなかで義務を負うことを承諾している。

放送綱領は、2003年通信放送法第319条第2項および1996年放送法第107条第1項に記載されている目的を反映して、次のような10項目からなっている。

第1章 未成年の保護 (Protecting the under-eighteens)

第2章 被害と不快 (Harm and offence)

第3章 犯罪 (Crime)

第4章 宗教 (Religion)

第5章 適切な公平性と適切な正確性および見解・意見の不適切な突出 (Due impartiality and due accuracy and undue prominence of views and opinions)

第6章 選挙と国民投票 (Elections and referendums)

170) 詳しくは、James Grant, "Ofcom Broadcasting Code", [2005] *Ent LR* 182; 後藤登「英国における放送番組の『公平・公正性』— 放送通信庁の『放送コード』と『苦情処理事例』」月刊民放 (2007年5月号) 28頁以下参照。

171) *Television Without Frontiers Directive* (EC Directive 89/552/EEC, as amended by EC Directive 97/36/EC).

172) Department for Culture, Media and Sport, *Broadcasting: An Agreement Between Her Majesty's Secretary of State for Culture, Media and Sport and the British Broadcasting Corporation* (Cm 6872, July 2006).

第7章 公正性 (Fairness)

第8章 プライバシー (Privacy)

第9章 スポンサーシップ (Sponsorship)

第10章 商品への言及、その他 (Commercial references and other matters)

このうち、第5章、第6章、第9章、および第10章は、国民が納める受信許可料 (licence fee) または国が与える補助金 (grant in aid) からの資金により提供されるBBCのサービス (すなわち、BBCの国内公共放送) には適用しない。そのようなコンテンツは、BBCトラスト (BBC Trust) により規制されている。

オフコムは、各項目の内容について、定期的にアップデートされるガイダンス注釈 (Guidance Notes) を公表しているが、これらは、放送事業者を拘束するものではない。

本稿では、プライバシーに関する第8章の規定に焦点をあてることにする。

3 オフコムへの苦情の申し立て方

オフコムは、2003年通信放送法のもとで、実際に放送された番組における不当もしくは不公平な取扱い、またはそのような放送番組におけるプライバシーの不当な侵害、もしくはそのような放送番組に含まれる素材の取得に関連するプライバシーの不当な侵害について申し立てられた苦情を審理し、かつ裁定を下す権限を持っている。

オフコムへ申し立てられる苦情は、放送綱領の第1章～第6章・第9章～第10章に基づく「番組基準」に関するものと、第7章～第8章に基づく「公正性・プライバシー」に関するものに大きく類別されている。番組基準関連の苦情については、一般視聴者が申し立てることができるのに対し、公正性・プライバシー関連の苦情については、直接の利害関係者 (the person affected) (または書面により任命された代理人) に限定されている。直接の利害関係者とは、放送番組により直接影響を受けた個人、団体、企業体などを指す。

ここで、公正性・プライバシーに関する苦情の申し立て方について紹介したい。

放送綱領第7章 (公正性)・第8章 (プライバシー) の違反に当たると思われる

放送番組に関する苦情を申し立てたい者は、まず、その放送事業者に連絡するよう勧められている。各放送事業者の連絡先は、オフコムのウェブサイト¹⁷³⁾で公開されている。しかし、申立人は、それを欲しない場合やその放送事業者の対応に不満を抱く場合、オフコムが公表している「公正性・プライバシー関連の苦情処理のための手続」(Outline Procedures for Handling Fairness and Privacy Complaints) という文書を読んでから、「公正性・プライバシー苦情申立書」(Fairness and Privacy Complaint Form) に記入し、オフコム連絡センター (Ofcom Contact Centre, OCC) の放送チーム (Broadcast Team) 宛てに郵送・送信することになる。両文書とも、オフコムのウェブサイトからアクセスすることができる。

苦情申立人は、通常、ラジオ放送については放送から32日以内に、衛星・ケーブル放送については50日以内に、地上テレビ放送については80日以内に申し立てなければならない。それぞれの期間は、放送事業者が1996年放送法第117条や2003年通信放送法第334条により義務付けられている放送番組保存期間よりも10日ほど短縮されたものである。

ちなみに、オフコムに公正性・プライバシー関連の苦情を申し立てられた放送事業者は、1996年放送法第115条第4項に従って、また、放送免許の条件として、苦情申立人がその放送事業者の保存している当該番組を視聴でき、また、可能な限りその反訳記録も閲覧できるように適切な用意をする義務を負う。

当該事件が現在イギリスの裁判所における訴訟の対象となっている場合や裁判所による救済方法の方が適切であると考えられる場合には、オフコムは、その苦情申立ての受理を拒否することになっている。この規則の結果として、放送前に信頼違反(プライバシー侵害)を理由に差止命令を申し立て、それが認められない場合、損害賠償を請求するために訴訟を続ける被害者は、オフコムに苦情を申し立てることができなくなることが指摘されている¹⁷⁴⁾。

また、オフコムは、他の方法によって解決された苦情申立てを取り扱わないこ

173) そのURLは、www.ofcom.org.ukとなっている。

174) Helen Fenwick and Gavin Phillipson, *Media Freedom Under the Human Rights Act* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2006), p. 872.

とにしている。例えば、苦情申立人が、オフコムによる調査よりも、「適切な解決」(appropriate resolution)である、当該放送事業者による詫び状、将来の番組を編集する約束、訂正放送などの提議を希望する旨を「公正性・プライバシー苦情申立書」のなかに書いた上で、実際にそのような提議に同意した場合には、オフコムは、その調査を取り止めることになっている。

4 オフコムの苦情処理の過程

公正性・プライバシー関連の苦情申立てを受け付け、当該事件の担当者として対応するオフコム連絡センター(OCC)のケース・リーダー(Case Leader)は、当該放送事業者に対し、その申立書のコピーを郵送し、当該番組の録音・録画したものを5業務日以内に提出するように求める。ケース・リーダーは、それを視聴してからその苦情申立てを受理するか否かについて判断して、その結果を苦情申立人および放送事業者の双方に通知する。そのような決定は、「受理決定」(Entertainment Decision)と呼ばれている。

苦情申立てが受理された場合には、ケース・リーダーは、放送事業者が20業務日以内に、(苦情申立人が希望した場合に限って)「適切な解決」を提議するか、当該苦情申立てに対して応答するよう要求する。「適切な解決」の提議がある場合には、苦情申立人は、10業務日以内にそれに同意するか否か確認するよう求められる。

苦情申立人がその提議に同意しない場合には、ケース・リーダーは、通常、調査を開始し、放送事業者が20業務日以内に当該苦情申立てに対して応答するよう要求する。その文書を受け取ったケース・リーダーは、そのコピーを苦情申立人に郵送するとともに、当事者から他の情報を求める必要があるか否かを判断する。

すべての証拠が収集されると、ケース・リーダーは、苦情申立てを執行部公正グループ(Executive Fairness Group)と公正委員会(Fairness Committee)のどちらかに付託する。

複雑な問題を伴わない苦情申立てを裁定する執行部公正グループは、「支持された」、「一部支持された」、または「支持されなかった」という予備決定

(Provisional Decision) およびその決定理由を当事者に通知する。当事者は、10業務日以内に、その予備決定にある誤りを指摘したり、その再審査のための理由を述べたりする機会を与えられる。双方とも再審査を申し立てない場合には、その裁定は、終局的なものとなり、そのコピーが当事者に郵送される。

ケース・リーダーまたは執行部公正グループによる決定に不満を抱く当事者は、10業務日以内にその再審査を申し立てることができる。そのような再審査は、公正委員会により行われる。

公正委員会は、ケース・リーダーまたは執行部公正グループにより付託される事件（例えば、複雑な問題を伴う苦情申立て）を裁定したり、ケース・リーダーによる受理決定または執行部公正グループによる予備決定を再審査したりする。同委員会は、コンテンツ委員会（Content Board）の3名以上の委員から構成されており、必要に応じて会議を開いている。ある事件について聴聞会の開催が同委員会の理解を増すと考える場合には、それを開催することもある。

執行部公正グループとは異なって、公正委員会の裁定に対する再審査制度は存在しない。

5 BBCの苦情処理制度とオフコム

BBCの活動の一部がオフコムによる規制の対象となっており、また一部がオフコムの管轄権と重なっているため、オフコムおよびBBCトラストは、2007年3月に、今後とも建設的に協力するためにその関係や任務分担を明確にする協定書¹⁷⁵⁾を結んでいる。それによると、BBCは、2003年通信放送法および1996年放送法のもとで、オフコムの放送綱領のなかの一定の放送基準および公正性に関する事項を遵守しなければならないものの、BBCの国内公共放送サービス（UK Public Broadcasting Services）における正確性・公平性については、BBCトラストのみが権限を有することとなっている。したがって、BBCの国内ニュース番組における誤報・虚報は、オフコムによる規制の適用除外とされている。

175) *Memorandum of Understanding Between the Office of Communications (Ofcom) and the BBC Trust* (March 2007).

オフコム放送綱領が適用されているBBCの番組により被害を受けている者は、同時にオフコムおよびBBC苦情処理部 (BBC Complaints)¹⁷⁶⁾の双方に苦情を申し立てることができる。例えば、プライバシーについては、BBCも、2005年7月25日にオフコム放送綱領と同時に施行されたBBC編集ガイドライン (BBC Editorial Guidelines) の第6条に詳細な規定を設けるとともに、第18条にオフコム放送綱領を編入している。BBCがプライバシー侵害の被害者に提供している救済方法が、オフコムとは多少異なっているため、被害者のニーズによっては双方へ申し立てるメリットもある¹⁷⁷⁾。

6 2005年度におけるオフコム連絡センターの実績

2006年3月31日に終了した2005年度に、オフコム連絡センター (OCC) は、17万6,250件以上の電話による苦情に応じ、5万4,550件以上のインターネット・フォーム、電子メール、手紙、およびファクシミリによる苦情を受け付けた¹⁷⁸⁾。そのように扱った約21万2,900件の各々のケースのうち、約1万3,300件 (6.5パーセント) は、放送に関連するものであった。これに対し、電気通信に関する苦情は、15万1,400件 (全体の71パーセント) にも達した。

同年度の苦情申立ての93パーセントは、オフコムの他の部門 (専門グループ) に付託されないでOCC内で解決された。残りの7パーセントは、専門グループに付託された後も、それが解決されるまでOCCによりフォローアップされた¹⁷⁹⁾。放送関連の苦情については、OCCで解決されないものは、コンテンツ・基準グループ (Content and Standards Group) に付託されることになっている。

オフコムの調査によると、OCCに電話をかけた苦情申立人の85パーセントは、その容易さについて「満足した」または「とても満足した」とのことである¹⁸⁰⁾。また、2005年度において、放送に関する、書面による苦情申立てに対し

176) そのウェブサイトのURLは、www.bbc.co.uk/complaintsとなっている。

177) Sir Michael Tugendhat and Iain Christie (eds), *The Law of Privacy and the Media: Second Cumulative Supplement* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2006), para. 13.21.

178) *Ofcom Annual Report 2005/6*, p. 60.

179) *Ibid.*

180) *Id.*, p. 87.

てOCCが10業務日以内に回答した割合は、80パーセントという目標をはるかに超えて98パーセントにも上った¹⁸¹⁾。

7 オフコムの救済方法

放送事業者が放送綱領に違反したか否か裁定するオフコムは、通常、その裁定結果およびその理由を公表することになっている。その各々の裁定を収録しているオフコム放送ブレットイン (Ofcom Broadcast Bulletins) は、BSC、ITC、およびRAにより下された様々な裁定のアーカイブとともに、常にオフコムのウェブサイトで公開されている。将来同様な問題が再び発生しないように、当該放送事業者に対してガイダンスを提供することもある。

オフコムは、2003年通信放送法第392条により、綱領に従わない放送事業者に対し様々な制裁を科す権限を有している。放送事業者が綱領に違反していると判断する場合には、執行部 (Executive) は、当該事件をコンテンツ制裁委員会 (Content Sanctions Committee) に付託できる。同委員会は、オフコムが公表している「コンテンツ関連事件における制定法上の制裁のための手続」(Outline Procedure for Statutory Sanctions in Content Cases) に従って制裁を決定する。

苦情申立てが支持 (または一部支持) された場合には、オフコムは、当該放送事業者がその裁定の要約や訂正を放送したり、適切な刊行物に掲載したりするように指示することができる。苦情申立人および放送事業者の双方は、その裁定の要約の内容についてコメントする機会を与えられる。オフコムは、謝罪を放送するように命じる権限は有していないが、自ら誤ったことを認める放送事業者が早い段階で謝罪するよう勧めている。

重大な事件では、オフコムは、放送事業者が再放送する前に当該番組または事項を再編集したり、その再放送を取り止めたりするように指示できる。また、放送事業者が故意に、重大に、または繰り返し綱領に違反している場合には、オフコムは、罰金を科したり、免許期間を短縮したり、免許を取り消したりすることができる。ただし、BBCに対しては、25万ポンド (1ポンドを200円とする

181) Ibid.

と、5,000万円)以下の罰金を科する権限を有するものの、その免許期間を短縮したり、免許を取り消したりすることはできない。

オフコムは、実際に、放送事業者の免許を取り消したことがある。例えば、2004年12月に、オフコムの指示に従って重大な綱領違反を矯正しようとはせず、また、その財政状態について実質的にオフコムを欺いたとみられる、当時破産手続中であったオークションワールド社 (Auctionworld) というケーブル・テレビショッピング・チャンネルの免許が取り消された¹⁸²⁾。

しかし、公正性・プライバシー関連の苦情申立てについては、その被害者が数名に過ぎないため、オフコムの最も重い制裁の対象となる可能性がほとんどないといえる¹⁸³⁾。

8 虚報事件における制裁の実例

オフコムのような通信放送規制機関による制裁の実例として、オフコムの1つの前身であるITCが裁定した「ザ・コネクション」(The Connection)事件¹⁸⁴⁾が興味深い。

この事件では、ITCは、1998年12月18日に、「ザ・コネクション」というドキュメンタリー番組にねつ造があったとして、それを制作・放送した事業者である、カールトン・テレビジョン社 (Carlton Television) およびセントラル・テレビジョン社 (Central Television) の親会社であるカールトン・コミュニケーションズ社 (Carlton Communications) に対し、200万ポンド (4億円) の罰金を科するとともに、謝罪を放送するように命じた。

南米からロンドンまでのコロンビアのカリ (Cali) 麻薬カルテルの新しいヘロイン経路に侵入し、撮影するのに成功した、麻薬の売買・消費に関する真面目なドキュメンタリーを装ったこの番組は、専らカールトン社のドキュメンタリー制

182) Adjudication of Ofcom Content Sanctions Committee in the case of Auctionworld Ltd (in administration) (17 December 2004).

183) Tugendhat and Christie (2006), op. cit., para. 13.34.

184) Matthew Kieran, "The Regulatory and Ethical Framework for Investigative Journalism" in Hugo de Burgh (ed.), *Investigative Journalism: Context and Practice* (London and New York: Routledge, 2000), pp. 157-158; Keeble (2001), op. cit., p. 65.

作部により制作され、1996年10月15日にセントラル・テレビジョン社で放送された。その後、業界の国際賞を8つ受賞し、15ヶ国において放送されたが、結局、1998年5月に公表されたガーディアン（The Guardian）紙の調査によって精巧なねつ造であるとして暴露された。

それまで虚報の存在を否定していたカールトン社は、半年にわたり事情を調べ、当該番組はITCが番組綱領違反として指摘している11箇所のうち10箇所が実際に違反していることを認めた上で、それは放送されるべきではなかったとの結論に達した。それ以前に当該番組の関係役職者全員が辞職または解雇されていた。

ITCは、これらのねつ造が国内において400万人弱の視聴者を騙した「番組製作者と視聴者との間の徹底的な信用違反」に当たるものとして、その番組の野心の規模およびその結果としての視聴者の欺きの程度を反映するためにイギリス放送史上最大の罰金に当たる金額に決めた。その際、同委員会は、セントラル・テレビジョン社の免許を制限することも真剣に検討したことを明らかにするとともに、将来再び「同様に重大な」番組綱領違反が生じた場合、そうすることを躊躇しないと述べた。

この決定は、イギリスの放送のより高い基準を促進するものとして、プレスおよび他の放送事業者に大いに歓迎された¹⁸⁵⁾。

これに比べて、虚報の深刻さに対する現在の日本の態度はあまりにも甘いといわざるを得ない。この事件と同等に悪質と思われる、2007年1月に暴露された関西テレビ制作・フジ系ネットワーク放送の「発掘！あるある大辞典Ⅱ」ねつ造事件は、今後その格差の象徴となるであろう。

9 プライバシーに関する放送綱領の事項

「プライバシー」について規定している放送綱領第8章は、「放送事業者が放送番組における、またはそのような放送番組に含まれる素材の取得に関連するあ

185) “Carlton fined £2 million over documentary”, *The Guardian* (19 December 1998), p. 9; *ITC Annual Report 1998*.

らゆるプライバシーの不当な侵害を避けるのを確保すること」(To ensure that broadcasters avoid any unwarranted infringement of privacy in programmes and in connection with obtaining material included in programmes) を目的としている。

同章第1条は、「放送番組における、またはそのような放送番組に含まれる素材の取得に関連するあらゆるプライバシー侵害は、正当化されなければならない」(Any infringement of privacy in programmes, or in connection with obtaining material included in programmes, must be warranted) という規則を定めた上で、「正当化」(warranted) を定義している。

その定義によると、「正当化」とは、プライバシー侵害を正当化しようとする放送事業者が、当該事件においてそれがどのように正当であったか説明できることを意味している。その放送が公益のためであったと主張する放送事業者は、その公益がプライバシー権に優ることを示すように要求される。公益の例として、犯罪を暴露または探知すること、公衆の健康または安全を保護すること、公衆に誤解を与えるような個人または団体の発言を暴露すること、公衆に影響を及ぼす無能力を暴露することなどが考えられる。

さらに、同章は、「should」という言葉を繰り返しながら、「私生活、公的場所、およびプライバシーの正当な期待」(第2条～第4条)、「同意」(第5条～第8条)、「情報・音響・映像の取得とその素材の再利用」(第9条～第15条)、「苦痛と苦難」(第16条～第19条)、および「16歳未満の者と弱者」(第20条～第22条)に関して、放送事業者により「従われるべき慣例」について詳細に規定している。しかし、その慣例に従わない放送事業者は、その行動が不当なプライバシー侵害に当たらない限り、第1条の規則に違反しないとみなされる。

ところで、第1条の「プライバシーの正当な期待」(legitimate expectation of privacy) の定義によると、その有無は、その場所およびその情報、活動、または状況の性質、それがすでにパブリック・ドメインになっている程度、ならびに当該個人がすでに世間の目に触れているか否かによることになる。公的場所にいる人物が合理的にプライバシーを期待することができる場合もあることが認められている。また、公的場所における撮影・録音でも、その活動や状況の私的な性

質からプライバシー侵害に当たり得る。捜査を受けている者または世間の目に触れている者およびその家族・友人は、私生活を送る権利を有し続けるが、私的行動が正当な公益の問題につながることもある。

上述したように、オフコムは、放送事業者などの参考となるように、同章の内容について、定期的にアップデートされるガイドラインも公表している。

また、同章の内容は、ヨーロッパ人権条約に保障されている表現の自由およびそれと競合する名誉・プライバシーの権利の均衡を保つために、ヨーロッパ人権裁判所 (European Court of Human Rights) およびイギリスの貴族院 (House of Lords)¹⁸⁶⁾ が取っているアプローチと「根本的に調和している」として評価されている¹⁸⁷⁾。

10 1998年人権法とオフコム

オフコムは、PCCと同様に1998年人権法のもとで「公の機関」(public authority) に当たるので、ヨーロッパ人権条約上の権利と一致しないような行為をすることは違法となる(第6条第1項)。そのため、オフコムは、条約第8条のプライバシー権を保護しない場合には、人権法第6条のもとで訴訟を提起されることもあり得る。例えば、オフコムへの苦情申立てが成功しなかった場合には、その申立人は、オフコムおよび政府が申立人の条約第8条のプライバシー権を保護していないと主張し、高等法院の司法審査手続によりその決定に対し異議申立てをすることも考えられる。

また、1998年人権法第12条¹⁸⁸⁾は、表現の自由を保障しているので、裁判所は、「ジャーナリスティック、文学的又は芸術的な素材」(journalistic, literary or artistic material) に関連した訴訟においては、ヨーロッパ人権条約上の表現の自由の権利の重要性ばかりでなく、特別に「あらゆる関連したプライバシー網

186) *Campbell v. MGN Ltd* [2004] UKHL 22, [2004] 2 AC 457, [2004] 2 All ER 995.

詳しくは、拙稿「イギリスの1998年人権法とプライバシーの保護」一橋法学第4巻第2号(2005年7月)37頁以下参照。

187) Fenwick and Phillipson (2006), op. cit., p. 873.

188) 同条は、裁判所がヨーロッパ人権条約上の表現の自由の権利の行使に影響を与え得る救済方法を与えるか否かを考える場合に適用される(第1項)。

領」(any relevant privacy code)をも考慮に入れなければならないことになっている(第4項(b)号)。「プライバシー綱領」とは何かについては定義されていないが、第6条の目的からすると、公の機関に当たるオフコム¹⁸⁹⁾の放送綱領を含むことは明らかである。

11 プライバシー侵害事件の実例

オフコムが不当なプライバシー侵害として認めている1つの実例としては、2児の母親である「P氏」(Ms P)が申し立てた、2004年8月12日にBBC1が放送した「保育所おとり捜査 — その真実」(Nurseries Undercover: The Real Story)という番組がある¹⁸⁹⁾。この番組は、おとりレポーターが、数ヶ所の保育所による幼児のケアおよび教育水準局(Office for Standards in Education, Ofsted)による保育所の検査の有効性を調査するために、北マンチェスターにあるバンク・ハウス保育所(Bank House Day Nursery)で働き、隠しカメラを用いて幼児たちおよびその保母たちの様子を撮影したものである。

子どもが昼寝するところを下着姿で撮られたという話を他の幼児の母親から聞いたP氏は、自分の子どもを撮った同様な映像の存在の可能性について心配して、BBCに対し、当該番組への自分の子どもの登場について一切同意しない旨を伝え、子どもが識別できるような形で登場しないという約束を得た。それにもかかわらず、P氏の子どもは、顔が少し見えるまま当該番組に数回登場した。さらに、P氏は、BBCが放送前に取材の事実を保護者に知らせるために、保育所に自分の個人情報を教えてもらったことについても不満を抱いていた。

したがって、P氏は、下着姿で撮影された可能性のある2児および無断で個人情報調べられた自分が当該番組に含まれる素材の取得において、また、顔を放送された2児が当該番組において不当にプライバシーを侵害されたとして、オフコムに苦情を申し立てた。しかし、子どもが実際に下着姿で撮影された証拠はなかった。

当該事件を裁定した公正委員会は、結局、そのような番組の取材において幼児

189) Ofcom, *Broadcasting Bulletin* 72 (30 October 2006), pp. 38-42.

の安全、プライバシー、および保護のためにそのような撮影を避ける重要性を強調しながら、この場合、保育所における秘密撮影が、原則として、保育規制問題を暴露する公益、および、そのような保育所が幼児に提供しているケアが適切なレベルに達しているか否かを知る公益によって正当化されたと裁決した。また、保護者に連絡するためにP氏の個人情報を調べたBBCの行為も、幼児の保護という点から正当化された。

このようにして、公正委員会は、当該番組の素材の取得はP氏およびその2児のプライバシーを侵害しなかったものの、放送された番組は実際に2児の顔を映すことによりそのプライバシーを不当に侵害したとして、苦情申立てを一部支持した。また、BBCがその裁定の要約を放送するように指導した。

12 オフコムの最近の実績

2005年度に、コンテンツ・基準グループは、合計1万4,227件の苦情申立てを受理した¹⁹⁰⁾。そのうち、1万4,025件は、放送基準に関連したもの（政治広告、広告の量や配分などに対する苦情を含む）であり、202件は、不公正やプライバシー侵害に関するものであった。

公正性・プライバシー関連の202件のうち、18件は公正委員会、184件は執行部公正グループにより処理された。

公正委員会により処理された18件の割合は、以下のとおりである。

- ・ 聴聞会を伴った件数 5件
- ・ 全面的に支持された件数 2件
- ・ 一部支持された件数 9件
- ・ 支持されなかった件数 7件

また、執行部公正グループにより処理された184件の割合は、以下のとおりである。

- ・ 全面的に支持された件数 1件
- ・ 一部支持された件数 7件

190) *Ofcom Annual Report 2005/6*, p. 85.

- ・ 支持されなかった件数 44件
- ・ 放送事業者の適切な対応の結果、解決された件数 7件
- ・ 受理されなかった、または、受理された後、中止された件数 125件

総苦情申立ての60パーセント(125件)は、「125日以内に」処理された。これは、オフコムが目標としている80パーセントより少ない。これについて、オフコムは、2005年度に、公正性・プライバシー関連の苦情申立てが、従来のBSC、ITC、およびラジオ庁の綱領が適用された時代に比べて47パーセントほど増加した、と説明している¹⁹¹⁾。また、オフコムが導入した再審査手続のため、苦情申立てが解決されるまでの期間が延びているとのことである¹⁹²⁾。

13 オフコムの広報活動

オフコムは、常にそのウェブサイトにおいて充実したコンテンツを公開しているとともに、数多くの印刷物を配布している。2005年度に、約1,000件の文書がウェブサイトで公開され、延べ6万7,000部の印刷物が業界関係者や一般市民に配布された¹⁹³⁾。

オフコムが独立のメディア評価分析者に委託した調査によると、イギリスの成人の6割が毎月新聞・定期出版物に掲載された、オフコムの活動に関する記事を見ているとのことである¹⁹⁴⁾。成人1名当たりが見る平均回数は、月に9.1回程度である。その記事は、次のような発行物に掲載されている¹⁹⁵⁾。

全国紙 37%

地方紙 31%

専門誌・職業誌 30%

消費者向け雑誌・レジャー誌 2%

191) Ibid.

192) Ibid.

193) Id., p. 62.

194) Id., pp. 62-63.

195) Id., p. 63.

14 オフコムの財源と従業員数

オフコムの金融グループ (Finance Group) は、オフコムのあらゆる活動について、それに必要な経費を想定した上でその資金を確保する役割を果たしている。

オフコムは、法律により、各会計年度において収支の均衡を維持するよう要求されている¹⁹⁶⁾。また、オフコムが規制している各部門について、その部門を規制する費用をその部門自から徴収しなければならない¹⁹⁷⁾。いくつかの部門にかかる共通運営費については、各部門がそれぞれその割合に応じて負担をするように割り当てなければならない。

放送については、放送事業者が納めている免許料が主要な財源となっている。

2005年度のオフコムの総支出は、1億2,898万6,000ポンド (257億9,720万円) であった¹⁹⁸⁾。しかし、これに占める放送関連活動の割合は、年次報告書では明らかにされていない。

ちなみに、2006年3月31日現在のオフコムの従業員数は、776名であった¹⁹⁹⁾。

V おわりに

上述したように、イギリスにおいて報道被害を受けた者は、名誉毀損、プライバシー侵害・信頼違反、悪意虚偽、トレスパス、ニューサンスなどを理由に裁判所に訴訟を提起するほかに、活字メディアに関するメディア・アカウントビリティ制度の代表的なモデルとなっているPCCや電波メディアに関する同様な存在であるオフコムに苦情を申し立てることができる。法的救済方法がなく、または裁判所で訴訟を遂行する経済力のない被害者にとっては、このような裁判外紛争解決・代替的紛争解決は、唯一の有効な救済方法として非常に重要な意味を有している。

活字メディアを対象にする、PCCのような独立した自主規制機関が存在しな

196) *Office of Communications Act 2002*, Schedule, para. 8(1).

197) *Communications Act 2003*, ss. 38 and 347.

198) *Ofcom Annual Report 2005/6*, p. 75.

199) *Id.*, p. 139.

い日本でも、「報道被害の救済方法が裁判に限られることではあまりにも不十分であること」は、日弁連のいくつかの調査で明らかにされている²⁰⁰⁾。報道被害者は、迅速にかつ費用をかけずに独立機関から救済を得られるようになるならば、長い時間を要し、高い費用のかかる、現在の裁判所による救済方法よりも、自主規制機関を選択するようになるであろう。

日本新聞協会は、新聞倫理綱領に違反する会員新聞社に対し、団体の規約に従ってその会員資格を取り消す権限を有しているが、それを一度も行使したことがない。

日本の活字メディアに対する苦情の多くは、現在、その新聞社・定期刊行物発行者の法務室などの従業員によって処理されている。日本の社会においてそのような役割を果たす者が社員でありながら、中立の立場をとり、実際に自分が属する報道機関の行為を非難して報道被害者に救済を与えることができるか疑問である。

イギリスの第1カルカット委員会が指摘したとおり、読者代表またはオンブズマンは、その存在が広く知られ、さらに雇用者である新聞社から完全に独立していると考えられる場合には、従来の新聞の苦情処理手続に新たに加わった有用な制度であるとみることができると²⁰¹⁾。しかし、日本の社内制度の場合、その担当者は、公益のために働く独立したプロフェッショナルな者としてではなく、その会社に勤める従業員としてみられる²⁰²⁾ので、被害者は、その者の中立性に疑問を抱き、したがってその制度は、救済方法としてはあまり意味を持たないと考える。

日本の会社は、特にコーポレート・イメージに敏感なので、活字メディアが業界レベルで特別な機関を設立するならば、それらは、報道水準を向上する効果をもたらすことが期待できよう。

日本においては、これまでイギリス式プレス苦情処理委員会やスウェーデン式

200) 弘中惇一郎「イギリスにおける人権と報道調査報告」自由と正義52巻9号(2001年9月)22頁。

201) Home Office, *Report of the Committee on Privacy and Related Matters* (Report of the Calcutt Committee) (Cm 1102) (London: HMSO, 1990), para. 13.14.

202) Takeshi Maezawa, *Watchdog: A Japanese Newspaper Ombudsman at Work* (Tokyo: Cosmohills Publishing, 1994), p. 223.

オンブズマンのような自主的な機関の設立がしばしば提案されている²⁰³⁾。イギリスの自主規制の方法は、非常に示唆的である。カルカット委員会が勧告しているように、法に基づく苦情処理審判所 (complaints tribunal) よりも、メディアが責任を持つ自主的な委員会が望ましいと考える。しかし、自主的な組織が被害者に対して効果的な救済を与えない場合には、苦情を迅速かつ安価に処理する審判所²⁰⁴⁾が設立されるべきであろう。

苦情処理審判所が設立される場合には、裁判所と苦情処理審判所による法的救済方法が重ならないように、被害者があるのどちらかを選択し、一方を放棄することが望ましいと思われる。

活字メディアについては、経験の豊富なイギリスにならってプレス苦情処理委員会を早急に設けるべきであると考えられる。日本の社会および文化がイギリスと異なっているため、その新しい機関の設立にあたってイギリスの制度をそのまま導入することはできないが、日本においても、すでに映画界の映倫管理委員会や広告界の日本広告審査機構 (JARO) があるので、参考になる日本式苦情処理制度の先例がある。

電波メディアについては、活字メディアと同じく自主的な特別の機関が望ましいと思われる。NHKと民放連が設置した放送倫理・番組向上機構 (Broadcasting Ethics and Program Improvement Organization, BPO)²⁰⁵⁾は、もちろん報道水準

203) 例えば、浅野健一『犯罪報道の犯罪』(学陽書房、1984; 講談社、1987); 田島泰彦『「報道被害」をどう救済するか — プレス・カウンシルをめざして』、メディアと人権を考える会編『徹底討論 — 犯罪報道と人権』(現代書館、1993) 第7章; 同『「報道被害」救済制度の市民的改革の探究 — 苦情申立制度と反論権のシステムをめぐる』自由と正義45巻8号(1994年8月) 21頁以下; 浅野健一・山口正紀『匿名報道 — メディア責任制度の確立を』(学陽書房、1995); 浅野健一『報道と人権 — メディア責任制度を確立せよ。』潮(1995年10月号) 238頁以下; 弘中惇一郎『イギリスにおける人権と報道調査報告』自由と正義52巻9号(2001年9月) 22頁以下参照。

204) 審判所 (tribunal) は、裁判所とは異なるタイプの紛争を解決するための、法に基づいて設立される専門的機関である。審判所は、裁判所に比べて、紛争問題に精通し、その費用が低額であり、また、手続が迅速かつ柔軟である。そのため原告 (苦情申立人) は、弁護士を立てずに本人訴訟 (本人苦情申立て) ができる。このような機関による迅速な紛争解決は、報道被害者の救済方法として最適である。

205) そのウェブサイトは、www.bpo.gr.jpとなっており、複雑な組織を持つオフコムのものに比べて、充実したコンテンツを分かりやすい形で提供しているとして評価できる。

の向上に大いに貢献しているものの、オフコムほど報道被害者に対して有効な救済を与えていない。

BPOは、実際、関西テレビによる「発掘!あるある大辞典Ⅱ」事件を機に、2007年5月に、ねつ造番組などを自主的に調査・審理する放送倫理検証委員会を設立している。この委員会は、報道被害の再発防止に働くことが期待できるが、すでに番組に騙されている視聴者（消費者）を含む被害者に対して十分な救済を提供するものではない。報道被害者の立場から考えると、イギリスのオフコムならびにその前身であるBSCおよびITCの経験にならって、BPOのさらなる改善のために努力して欲しい。